

向田昌幸・元海上保安庁警備救難監 会見の本資料について

日本記者クラブが行ったシリーズ企画「中国とどうつきあうか」④（2013年6月7日）で、元海上保安庁警備救難監の向田昌幸さんが、尖閣諸島周辺における海上保安庁の警備活動の現状と課題について語り、質問に答えました。内容を記録した動画は日本記者クラブのウェブサイトと、YouTubeの日本記者クラブ専用チャンネルで公開しています。

下記のように向田さんから、「用意した原稿の要約を日本記者クラブのウェブサイトに掲載したい」との依頼があり、クラブのサイトに掲載します。

（日本記者クラブ事務局）

本稿の趣旨について：

今年には海上保安庁 65 周年の節目の年である。そこで、元労働大臣で初代海上保安庁長官の故大久保武雄氏（俳号 橙青）のご子息である大久保泰治（俳号 白村）氏が現在主宰されている「こゑの会」からの依頼を受けて本年 5 月、「海上保安官から見た尖閣問題―一手詰まりの日本、その背景と選択肢―」と題する寄稿文を脱稿した。そうした中で去る 6 月 7 日、日本記者クラブで尖閣問題に関する講演の機会を与えられた。講演に際しては、その寄稿文をベースに脱稿後の動きも加味して話をするつもりで臨んだが、予め分かっていたことであったのに、案の定、時間的制約から実際に話すことができたのは、質疑応答を含めても、寄稿文の一部でしかなかった。

そこで、本稿の基になっている詳細な寄稿文は「こゑの会」の会員向けに近く刊行される『こゑ』第 120 号に掲載されるが、折角の機会なので、その寄稿文と実際の講演の双方を要約する形でまとめ直したうえで一般にも供覧して頂くことにした。それが本稿である。

『こゑ』は、大久保初代海上保安庁長官を中心に活動してきた憲法研究会、海洋問題研究会、橙青会の 3 団体が目的達成のために共同して発行した機関誌である。昭和 31 年 2 月 10 日に第 1 号が発行されて以来、これまでに 119 号を重ねている。

このたびの講演に際しては、日本記者クラブから「尖閣問題に関し、今後日本は中国とどう付き合っていけば良いのか？」という命題を頂いていた。本稿を一読して頂くことで、尖閣問題を巡る警備の本質なり現場の実情といったものをできるだけ多くの方に理解して頂き、その上で今後わが国がどのように中国と向き合いながら尖閣問題に対応していくべきかという命題の答えを導き出すための一助にして頂ければ幸いである。

2013 年 6 月 12 日（水）

公益社団法人 日本水難救済会

理事長 向 田 昌 幸

（元海上保安庁警備救難監）

.....

海上保安官から見た尖閣問題

—今後、中国とどう付き合っていくべきか—

■ はじめに

ただ今ご紹介のあった元海上保安庁警備救難監の向田です。本日は日本記者クラブにお招きしていただき、大変光栄に思っています。現在、公益社団法人日本水難救済会の理事長を務めております。実は、本会は救難の分野において海上保安庁と密接な関係を有していることはもとより、尖閣問題とも無縁ではありません。そこで、折角の機会ですから、ほんの少しだけ、日本水難救済会の紹介をお許し願いたい。

○ 公益社団法人 日本水難救済会とは？

日本の海岸線は、地球1周4万kmの88%に近い3万5千kmに及んでいる。そうした長大な海岸線を有する日本の沿岸海域における船舶海難や海浜事故に対する国や地方の公的な救難体制を補完する役目を担っているのがボランティア救助員に支えられている日本水難救済会と全国の臨海都道府県41の地方水難救済会が推進している水難救済活動であり、いわば海の消防団のような存在である。ただ、海事・漁業関係団体等からの補助や寄付をはじめ、本会が全国的に展開している“青い羽根募金運動”などにより広く国民や企業から寄せられる募金で支えられており、税金は使われていない。

1889（明治22）年大日本帝国水難救済会として発足以来124年の歴史を誇る日本のボランティア組織の草分け的存在である。現在、高円宮妃久子殿下を本会の名誉総裁に推戴し、全国津々浦々に約1,300の救難所と救難支所、総勢5万4千名ものボランティア救助員を擁している。

海上保安庁が組織を挙げて尖閣問題に対応している中、沿岸海域におけるボランティア救助員の活躍にこれまで以上の期待が寄せられている。

○ 講演の主旨；

さて、今日は「尖閣問題に関し、今後日本は中国とどう付き合っていけば良いのか？」という命題を頂いた。しかし、海上保安庁にせよ尖閣問題にせよ、一般国民に理解されているように見えても実はその実像なり本質は案外分かっていただけていないのではないかと思うことがよくある。

そこで、この機会に海上保安庁が尖閣問題でどんな役割を担っているのか、そしてまた、尖閣問題が日本国民に問いかけている問題の本質は何なのかということについて、その片鱗なりともご説明できれば幸いと考えている。

■ 序 論

海上保安庁は 1948(昭和 23)年 5 月、戦後における「時代の申し児」の如く誕生した。その時以来、海上保安庁は政治と国際情勢の荒波に翻弄され続けてきたが、今以てまたしても尖閣問題という新たな激浪に翻弄され続けている。

中国は、2010(平成 22)年 9 月に発生した中国漁船が巡視船に体当たりした“中国漁船衝突事件”を契機に政府海上法執行機関に所属する公船を尖閣諸島周辺海域に差し向け尖閣諸島の領有権を主張して巡視しょう戒を常態化させ、日本の領海内への侵入を繰り返すようになった。そして、2012(平成 24)年 9 月に日本政府が尖閣諸島の一部を国有化したことに猛反発し、それを機に領海侵入そのものを常態化させるとともに、時には尖閣諸島周辺の領海内から日本船舶を排除しようとする等、日本領海内で中国の主権的権利を行使するような動きさえ見せるようになってきた。

こうした中国側の攻勢に対し、海上保安庁は今、組織を挙げて対応に追われている。しかし、これまでのところ、領海に侵入する中国公船に対し、実力を以て排除することは試みていない。あくまでも海上法執行機関として法的に執り得る措置に限られている中で、国際法と国内法に則り、冷静かつ粘り強く警察力を以て対処しているところである。

ただ、今や中国が国家の意思と名の下に、日本の主権を脅かそうとしており、尖閣諸島の領有権を巡る事実上の領土領有権問題に発展してきていることに鑑みれば、現場の対応によって事態の打開若しくは収拾を図ろうとすれば、それが警察力であれ軍事力であれ、一触即発の事態に発展しかねないことは誰の目にも明らかである。

海上保安庁が実力行使に出る可能性は今後も一切考えられないということではないが、海上保安庁が警察活動で以て実力行使に出るか、あるいは自衛隊による軍事的対処を決断するか、そういった選択肢が今の日本にとって現実的な対応たり得るのかどうか、そうした問題に対する答えに窮していることこそ、日本が手詰まり状態に陥っている最大の原因のように思われる。

つまり、尖閣問題は、東シナ海の南西端に浮かぶ絶海の小さな無人島の領有権を巡る中国との係争問題であるということに留まらず、日本国民が目をそらし続けてきた憲法改正問題や国防問題にも直結する、戦後の日本の有り様(特に政治・外交・国防のあり方)を広く国民に問いかける問題でもある。そして、中国が尖閣諸島を国家の“核心的利益”と位置付けて、その“奪還”に並々ならぬ意気込みを見せていることから、この問題の長期化が予想されるどころ、国民の日常生活における安全安心にも少なからず悪影響が避けられなくなって来ており、国民にとっても決して他人事では済まされない、身近な問題になるうとしている。

このように、尖閣問題が単に尖閣諸島の領有権を巡る中国の攻勢にどう対応するかという問題に留まらず、わが国の主権に対する外国からの挑戦に対しわが国はどう対処していくのかという、日本国民が最も苦手というか、これまで目をそらし続けてきた問題に「待ったなし」とばかりに回答を迫られている問題でもあることを念頭に置き、本日の命題の答えを見つけていくうえでの一助になるよう、「海上保安官から見た尖閣問題」と題して話を進めさせて頂こうと思う。しかし、本日の命題の答えを導くには、尖閣問題を巡るこれまでの経緯などを振り返るとともに、尖閣警備の実情をはじめ、今の日本がどうして手詰まりの状態に陥っているのか？その背景について認識を共有することが先決である。そのうえで手詰まり状態から脱却するための日本の選択肢について、海上保安官としての拙い経験を基に、与えられた時間と公言しても差し支えないと思われる範囲内で、私見を述べさせて頂くこととしたい。

なお、これからの話は、海上保安庁の公式見解とは全く無関係であり、あくまでも私の個人的見解であることを予めお断りしておきたい。

■本 論

I 尖閣問題の発端とこれまでの経緯

先ず、尖閣問題の発端とこれまでの経緯を振り返ってみたい。

I-1 尖閣問題の発端

そもそもの発端は、次に2つに関係している。

- ① 1968（昭和43）年に国連アジア極東経済委員会(ECAFE)が尖閣諸島周辺の東シナ海に膨大な石油資源の埋蔵可能性があるとしてレポートしたこと。
 - ② その後、沖縄返還に際し、当時の米国政府が戦後の極東アジア戦略の一環として尖閣諸島の領有権を曖昧なまま施政権だけを返還したこと。
- ★ 尖閣問題は、米国自身が東シナ海の石油資源に関心を寄せていたことや戦後の米国の極東アジア戦略と全く無関係ではないが、①に関し、日中国交正常化交渉当時の周恩来中国国務院総理の興味深い発言記録がある。

◎ 2010（平成22）年10月18日提出の「質問趣意書第69号に対する政府の回答」によれば；

（田中角栄：周恩来の首脳会談）

1972（昭和47）年9月、日中国交正常化交渉のために北京を訪問した当時の田中角栄首相と周恩来国務院総理との首脳会談の際に、田中首相が『尖閣諸島問題についてどう思うか。私のところに、いろいろ言ってくる人がいる。』と述べたのに対し、周恩来総理が『尖閣諸島問題については、今は話したくない。今、これを話すのはよくない。石油が出るから、これが問題になった。石油が出なければ、台湾も米国も問題にしない。』と述

べたとされている。

(竹入義勝：周恩来の会談)

また、その2カ月前(7月28日)到北京を訪問した竹入義勝公明党委員長(当時)にも『石油資源が取り沙汰されなければ、尖閣問題に関心はなかった』旨を述べたとも言われている。

★ 昨年9月15日付の共同通信の配信記事；(蒋介石の陳情)

②の米国が施政権だけを返還したことに關しては、共同通信が昨年9月15日付けで、機密指定を解除された米公文書から新たな事実が明らかになったとする興味深い記事を配信している。

その記事によれば、1971(昭和46)年6月に米国から沖縄が日本に返還される際に、台湾(蒋介石の率いる中華民国)が尖閣諸島を沖縄の一部として返還することに反対し、外交ルートを通じて台湾の主権下に組み入れるように米政府に求め、それに米政府が配慮する一方で、第二次世界大戦後に米国が沖縄の統治を始めた時には尖閣諸島が沖縄の一部だった事実も考慮し、結局、同諸島の主権問題を棚上げしたまま施政権だけを日本側に返還したというのである。

◎ 尖閣問題の火種を作った米国；

米国に限らず、どこの国の政府であろうと、自国の国益や自国民の安全を最優先させるのは当然のことであり、日本国民自身が尖閣問題の発端に当時の米国が関与していた(米国の影が見え隠れしていたのを窺い知ることが出来る)という歴史的事実を認識したうえで、要は、日本が今後尖閣問題にどう取り組んでいくべきか、日本国民自身が主体性を持って考えていくことの方が重要ということだろう。

しかし、そうは言っても、今にして米政府が尖閣諸島の主権問題については、「関係当事国である日本、中国、台湾の問題」だとして、まるで他人事のような立場をとっているのは、どうも腑に落ちない。

I-2 尖閣諸島を「核心的利益」と位置づける中国の中長期的戦略

☆ 中国が腹の中に秘めていた4段階の“尖閣奪還戦略”

実は中国は、1971(昭和46)年12月に領有権主張をはじめた当時から腹の中ではずっと、尖閣諸島を国の“核心的利益”であると位置づけ、その“奪還”に向けてこれまで次のような中長期戦略に則り、駒を進めてきたものと見られる。

- △ 第1段階＝台湾に続くように領有権を主張
- △ 第2段階＝台湾の抗議船が尖閣諸島に押し掛ける
- △ 第3段階＝中国政府の主導による尖閣諸島の“奪還”に転換

△ 第4段階＝公船が日本領海内で主権的権利を行使

現在の段階が中国公船が日本領海内で中国の管轄権、即ち主権的権利を行使するというもので、日本にとってははいよいよ正念場を迎えているのである。

新聞報道によれば、中国の海洋監視船「海監」が今年の2月4日に尖閣諸島周辺の日本領海内で操業中の鹿児島県の漁船に執拗に付きまとった由。また、中国の漁業監視船「漁政」の搭載艇が3月7日に尖閣諸島周辺の日本の排他的経済水域（EEZ）内で漂泊していた中国漁船に立入検査を行った形跡を警備中の海上保安庁巡視船が認め、外交ルートを通じて中国側に抗議したと承知している。

これらはどちらも、中国公船が日本の管轄海域内で中国の主権的権利を行使したということの意味する。後者については、日中漁業協定に基づき、尖閣諸島周辺の日本 EEZ 内で中国漁船の操業は禁止されている訳ではないが、日本側は日本が主張する EEZ 内で中国当局による自国漁船の取締り＝中国の管轄権行使は一切認めていない。だから、外交ルートにより中国側に抗議したと承知している。

しかし、後者より深刻なのは前者の方である。日本が有効に統治している尖閣諸島周辺の日本領海内において中国公船が日本漁船を取り締まることにより、中国の管轄権を行使しようとし、あるいは事実上行使したと見ることにもできるからだ。

そして今年4月23日には中国が尖閣諸島の実効支配に公然と乗り出したことを如実に物語る出来事が現実が発生した。

報道によれば、政治団体の関係者多数が尖閣諸島の領有権を誇示することを主な目的で小型漁船に分乗して尖閣諸島に渡航したところ、8隻もの中国海洋監視船「海監」が待ち構えていたように領海内に侵入し、彼らを領海外に追い立てるような行動をとったという。

この事件をどう見るかについては、後ほど改めて述べる。

☆ 中国とロシア（旧ソ連）との国境紛争の終結に伴う中国の海洋進出；

ここでは詳細な説明は省略するが、実は1991（平成3）年12月末の旧ソ連崩壊の前後に、中ソ又は中ロの国境紛争が急速に解決に向かって動き始めた。中国が海洋進出への動きを活発化させ、中長期戦略の第3段階である中国政府自らが領有権を主張し、政府公船を使って“奪還”に乗り出してきた時期は、旧ソ連の衰退からロシアへの移行期と重なっており、中ソ・中ロ国境紛争の解消と密接に関係している。

☆ （ずっと腹の中に隠し温め続けてきた）鄧小平の教え；

旧ソ連の崩壊直後から日本に気兼ねすることなく尖閣諸島を中国領

とする国内法の整備などを公然と進め始めたのも、ずっと腹の中に隠して温め続けてきた海洋進出の夢、そしてその一環としての“核心的利益”である尖閣諸島の“奪還”に乗り出す好機が到来したと判断したからだろう。まさに、鄧小平の“韜光養晦”（たうかうやうはい＝能る鷹は爪を隠すこととか、才能をひけらかさず時機を待つことの意）という教えを守りながら、“有所作為”（ゆうそくがくわい＝積極的になすべきことをすることの意）の機会をじつと窺っていたということだったに相違ない。

この点も後ほど改めて紹介したい。

I-3 噛み合わない日中の主張；中国のねらい（国家目標）と弱点を隠す巧妙な手口（目的達成手段）

失うものが何もない中国が尖閣諸島を“核心的利益”と位置付けて形振り構わず“奪還”を狙っているが、そのねらい（国家目標）と中国の弱点を隠す手口とは、一体どんなものなのだろうか？

▽ 中国のねらい＝国家目標を概括すると、次のとおり。

- ① 共産党一党支配体制の堅持＝民衆の不平不満の矛先を変えること
- ② かつての超大国・中国の復活のため、所要の経済力と軍事力の充実強化を図ること
- ③ 国力を背景に、領土領域と国家権益の保全だけにとどまらず、その拡大確保（海洋進出）を図ること

▽ 中国の弱点＝合理性と一貫性のない主張

そのことは、尖閣問題を歴史的経緯や国際法の見地から理詰めで根拠を追求されると、自らの主張に合理性と一貫性のないことが露呈してしまうことをおそれる中国の弱点でもあり、そうした理詰めの争点を回避しながら事を進めようというのが中国のねらいでもある。したがって、日中間の議論はそもそも噛み合うはずがない。

▽ 中国の手口；力と力の対決に持ち込む（口保を挑発し、自衛隊を引っ張り出すこと）

中国政府は尖閣諸島の“奪還”に向けて、あるときは実力行使をも辞さない姿勢をほのめかせて威嚇威圧し、またあるときは相手のスキや黙認若しくは弱腰姿勢などに乗じてあの手この手と計略を巡らせながら、何を憚ることもなく自らの主張に沿って実効支配に向けた既成事実を強引に積み重ねていく、それが中国の手口＝常套手段である。

◎ いずれにせよ、すぐに手を打たなければならない。

本音を見破られたくない中国に対しては、管轄権乃至は有効支配や統治体制の「曖昧さ」や放置状態、そして弱腰姿勢が一番危険である。

このまま何も手が打てないまま時が過ぎていけば、日本と中国の管轄権や主権的権利がまるで競合乃至は併存する状態が定着し、尖閣諸島が日中間の領有権を巡る事実上の係争地になるだけではなく、逆に実効支配の主導権を握られかねない。未だ島への上陸を許していないといった悠長な考えに浸って中国側の攻勢を看過黙認している場合ではない。

I-4 最近の尖閣問題を巡る中国の攻勢の流れ

☆ 時間の経過とともに係争地化が進行

ここで中国の中長期戦略を踏まえながら、中国の攻勢の流れを振り返る。

◎ 日本のスキを突いた中国公船による初の日本領海侵入

中国政府が尖閣諸島の領有権を誇示するために自国の公船を初めて尖閣諸島周辺の日本領海内に侵入させたのは、2008年12月8日のこと。

中国海洋監視船「海監46」と「海監51」の2隻が海上保安庁の巡視船の退去警告を無視しながら約9時間にわたり停留や徘徊、領海内に居座った。

当時は丁度、自民党政権の交代を求める国民の声が大きくなるとなっていた頃で、日本政治の不安定な間隙を突いて、次期政権の中心的勢力になると目されていた民主党などの反応を試そうとしたのではないかと見られる。

その後間もなく、予想どおり民主党を中心とする新たな連立政権が誕生し、中国はしばらく静観の構えを見せていたが、2010（平成22）年9月7日の“中国漁船衝突事件”を契機に態度を一変させた。

◎ “中国漁船衝突事件”を契機に本性を現した中国

日本側が中国人船長を公務執行妨害の容疑で刑事訴追の構えを見せたことで、中国側は尖閣諸島の領有権棚上げに関する日中間の“約束”に反すると猛反発し、事件直後から中国農業部漁業局所属の漁業監視船「漁政」を尖閣諸島周辺海域に送り込むとともに、日本企業の北京駐在員を“スパイ容疑”で拘束するとか、レアメタルの対日輸出を規制するといった対日“制裁措置”を矢継ぎ早に繰り出した。

こうした中国側の強硬姿勢を前に、日本側は中国人船長を処分保留のまま釈放を決定。それが却って中国を益々増長させることになった。

「漁政」に続いて国家海洋局の「海監」も加わり、これら中国公船が入れ替わり立ち替わり来航し、尖閣諸島周辺海域における“通常のパトロール”を常態化させ、時には日本の領海内への侵入を繰り返すようになった。

そして、2012年9月11日に日本政府が尖閣諸島の一部を国有化したのが、そのわずか3日後には、その対抗措置として中国側の「海監」と「漁政」がそれぞれ船隊を組むようにして来航し、両者が連携する形で日本の領海内に

侵入して示威行動をとった。それ以降、来航の頻度と隻数を増加させるとともに、来航する度に領海侵入を繰り返して常態化させ、時には何憚ることなく領海内部に深く侵入して長時間にわたって巡航や徘徊を続けるなど、政府公船を利用した攻勢を徐々にエスカレートさせてきたのである。

◎ 尖閣諸島国有化を巡る日中の思惑

尖閣諸島の国有化に対する中国側の猛反発は、まさに言いがかりである。

今回国有化したのは、5つの島と3つの岩礁から成る尖閣諸島のうち、魚釣島・北小島・南小島の3島だけで、残りの2島のうち大正島は元々国有地。もう一つの久場島も今回の買収対象ではなく民有地のままだが、日米地位協定第2条1(a)の規定に基づき、大正島と同様に米軍の使用に供するため、1972（昭和47）年5月15日から国が賃借していたもの。即ち、今さら中国にどうこう言われる筋合いではない。

◎ 海軍を後ろ盾にした中国の巧妙な戦略

2012（平成24）年10月16日に中国海軍の艦隊が先島諸島沖の日本接続水域内（与那国島の南南東49km付近）を初めて通過した。

また、その3日後同月19日には中国の海軍と海上法執行機関「海監」・「漁政」との合同演習が東シナ海で行われた。報道によれば、そのシナリオには海上保安庁の巡視船との衝突が盛り込まれていたという。

これらの事件が何を意味するか？

△ 1つは、経済的にも軍事的に大きく躍進し大国としての自信をつけて海洋進出を目指す中国が、当時、普天間基地の移転問題やオスプレイの導入問題等で日米関係がギクシャクすると同時に、大統領選挙が佳境に入った米国や、政局が不安定化していた日本を尻目に、日米の政治的混乱に乗じ、日本政府による尖閣諸島の国有化への対抗措置であることを口実に、これまで自粛してきた中国海軍艦船による日本の接続水域通航に一気に踏み切り、東シナ海から最短ルートで太平洋に進出する突破口を開いたということ。

△ もう1つは、最近、中国海軍の幹部が『海軍部隊は国家の海上行動力の堅固な後ろ盾である』と発言しているように、尖閣諸島“奪還”の先鋒として行動している中国海上法執行機関の公船「海監」・「漁政」を海軍がバックアップするという強固な姿勢を見せつけ、日本側が島に自衛隊員や警察官等の公務員の常駐や、巡視船岸壁などの施設整備を進めるといった有効統治体制を強化する動きを牽制しようとしたのではないか。つまり、表向きはあくまでも非武装の公船が主役で海軍は脇役・後ろ盾のように装っているが、実際は海軍が“真打ち”で公船は“露払い”とみるのが自然。

○ 理屈抜き力による強引な中国の“常套手段”

中国が公船を差し向けて日本の主権を侵害し、そして公船の大型最新化を急ピッチで進めているが、実は国際法によって日本が手出しできないか、あるいは手出しをすることはないことを見抜いた中国側の巧妙なねらいが隠されている。即ち、表向きは非武装の公船を使って法に則った尖閣諸島の領有権主張を行っているように装いながら中国の国内外にアピールし、その裏では軍事力をちらつかせて日本を威嚇威圧しながら、日本の主権乃至は施政権の侵害や否定を繰り返し、尖閣諸島が日中間の領有権を巡る係争地であるという既成事実化を謀っている。

これは、あくまでも中国の主権を国際法と自国の国内法に基づいて正当に主張していることを体裁良く装った事実上の“武力による侵略行為”のようなもので、実に巧妙な策略なのである。

このように、自らの主張を理屈抜きで強引に押し通すやり方は、日本との尖閣問題だけでなく、南シナ海の南沙諸島や西沙諸島等の領有権を巡るASEAN 諸国との紛争にも見られるように、中国のまさに“常套手段”なのである。

○ 中国しょう戒機による領空侵犯のタイミング

日米の混乱やスキに乗じた中国の最近の動きと言え、もう一つある。

昨年(2011年)の12月12日に北朝鮮が「人工衛星」と称する長距離弾道ミサイルを発射し、その直後の翌12月13日には厳戒態勢が解かれたスキを狙っていたかのように、中国の「海監」4隻が尖閣諸島周辺の日本領海内に侵入し、同時にそれに併せて国家海洋局の小型プロペラしょう戒機が初めて尖閣諸島領空を侵犯した。

日本国内では2012(平成24)年11月16日に野田内閣が解散し、国民の関心が衆院選に集中していたし、方や米国ではオバマ大統領の再選を賭けた選挙戦が大詰めを迎えていたという情勢下、丁度その日(12月13日)は“南京大虐殺”というか、“南京陥落”の日でもあり、北朝鮮のミサイル発射の日取りは中国側の意向に沿ったものではなかったのか？

I-5 中国の威嚇威圧による攻勢と中国漁船衝突事件の顛末

“中国漁船衝突事件”は、中国側が日本側の弱腰姿勢につけ込み、それまでの民間の保釣活動家らを利用するやり方から自らが前面に出て“奪還”に乗り出す口実に使った事件と見ることもできる。そこで、“中国漁船衝突事件”の顛末を振り返ってみたい。

◎ 中国の威嚇威圧に屈した日本政府

“中国漁船衝突事件”とは、2010年(平成22年)9月7日、尖閣諸島周辺の日本領海内で侵犯操業を行っていた中国トロール漁船「閩晋漁(シ・シ

ソ・リョウ) 5179」が、領海外へ退去警告中であった海上保安庁巡視船「よなくに」の後方から船尾付近に追突したうえ、停船命令を無視して逃走。その後、追跡に加わった巡視船「みずき」の舷側中央付近にも体当たりするなど、悪質かつ危険な行為を繰り返したため「みずき」が強行接舷のうえ停船させ、中国人船長を公務執行妨害などの容疑で逮捕し、那覇地検石垣支部に身柄付きで送検したというもの。

ところが、中国側は「日本の国内法に基づいて事件の刑事手続きを進めるのは、尖閣諸島の領有権棚上げに関する日中間の約束に反する」と猛反発し、「即刻、中国人船長らを釈放しろ」などと理不尽な要求を突き付け、日本企業の北京駐在員をスパイ容疑で拘束するなど対日制裁措置を矢継ぎ早に繰り出した。

しかし、中国漁船の集団による領海侵犯操業を看過放任していた方こそ、中国側の怠慢乃至は不作為による“棚上げの約束”違反ではないかと言いたいが、結局、そういった日本側の反論や抗議は曖昧なまま、中国側の要求をのむ形で中国人船長を処分保留のまま釈放する決定が下された。しかも、それが那覇地検の決定によるものだと発表されたので、それを聞いた捜査の現場は耳を疑ったし、疑問を抱いた国民も少なくなかったはずである。

中国側の理不尽で強引な要求に対し日本がどう対処するか、まさに世界は固唾を呑んで見守っていたが、残念ながら中国の圧力に屈したかのような印象を与えただけだった。特に南シナ海の南沙・西沙諸島などの領有権を巡り中国と紛争状態にある ASEAN 諸国にとっては、失望感も大きかったのではないか。

◎ “中国漁船衝突事件” が招いた海上保安庁の災難

そんな日本の弱腰姿勢に付け入るように中国側は「海保の巡視船の方が中国漁船に衝突してきた。中国漁船は被害者だ」と、日本に対し謝罪と損害賠償を公然と請求してきた。

それで国会や国民の間に、「海上保安庁が証拠として記録しているはずの衝突時の録画映像を公開すべきだ」という声が噴出。しかし、当時の政府は、刑事訴訟法第 47 条に「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない」と規定されていることを根拠に、「そのような映像記録は公判関係資料に該当する」として非公開の立場を取り続けた。しかし、録画映像を公開しろという国民の声を抑え切れなくなり、ごく一部の国会議員を対象に、数分程度の短いビデオ映像に編集された録画が視聴されることになったが、そうこうしているうちに、たまたま一人の海上保安官が閲覧し、あろうことか正義感に燃えてそれをユーチューブ (YouTube) 上に流出させた。それが、“センゴク・ビデオ” と呼ばれる衝突時の記録映像の一

部である。

☆ “中国漁船衝突事件”は偶発的か計画的な出来事か？

“中国漁船衝突事件”の2年近く前の2008（平成20）年12月8日に中国の海洋監視船“海監”2隻が約9時間にわたって我が国領海内に居座ったことは、すでに紹介した。しかし、当時は、あのタイミングで中国が日本と事を構える理由が見当たらないと思っていたが、今思えば、それは性善説に立って中国を見ていたため、その本性を見抜けなかっただけなのかも知れない。

▽ 自ら提案した“棚上げ”に反する行動を繰り返してきた中国；

1991(平成3)年12月25日にソ連が崩壊し、その直後の1992（平成4）年2月25日に「中華人民共和国領海及び接続水域法」（中国領海法）を制定し、尖閣諸島をはじめ、台湾、澎湖諸島、南沙諸島、黄海・東シナ海の大陸棚などを中国領と規定した。

そして、2009（平成21）年12月26日には「海島保護法」を制定し、翌2010（平成22）年3月1日に施行。この法律は、「無人島は国家の所有に属し、中国国務院は国家を代表して無人島の所有権を行使する」旨を規定している。この「無人島」とは、尖閣諸島を含んでいることは言うまでもない。

前記の“海監”2隻による初の日本領海内侵入は、この「海島保護法」のまさに制定1年前ということになる。

さらに中国は、日本政府が尖閣諸島を国有化した2012（平成24）年9月11日の前日に、尖閣諸島について領海直線基線を設定した旨を国連に寄託している。これは、日本が低潮線保全・拠点施設整備法（「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」）を2010（平成22）年6月に施行し、同法に基づいて排他的経済水域（EEZ）の基点となる無名の離島に名称を付す作業を進めていたが、その一環として尖閣諸島のうちの魚釣島・久場島・大正島の3島に付属する無名の岩礁についても正式な名称を付したことへの対抗措置として中国が内々に準備を進めていたものと見られる。

▽ 中国の“棚上げ違反”を看過し島に手もつけなかった律儀な日本；

一方、日本側は、2010（平成22）年6月に施行された低潮線保全・拠点施設整備法（「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」）に基づき、南鳥島と沖ノ鳥島についてはすでに港湾施設の整備が着手されているが、尖閣諸島

については排他的経済水域(EEZ)の基点となる離島として、魚釣島・久場島・大正島の3島に付属する無名だった岩礁に正式な名称が付されたものの、港湾等拠点施設の整備対象からは外されている。

即ち、律儀にも日本は尖閣諸島にほとんど手を付けなかったのに、その一方で、中国側は自ら提案した“棚上げ”に反し、着々と尖閣諸島“奪還”に向けた国内関係法令の整備などを続けていたのである。

▽ “中国漁船衝突事件” 当時の現場の状況；

ところで、“中国漁船衝突事件”発生当時の2010（平成22）年8月から9月頃の尖閣諸島周辺海域では、例年になく多数の中国漁船が操業していた。

実は当時、中国漁船団の領海侵犯操業が散発しており、そのつど警戒中の巡視船により個別に警告退去させていたが、そうした中で、「閩晋漁（ミヅノヨク）5179」の船長が酒に酔った勢いもあってか、巡視船からの再三の退去警告に腹を立てて巡視船に体当たりをするという暴挙に出たのではないかと。そういう観点からすれば、この事件はあくまでも偶発的な事件だったのかも知れないが、少々穿った見方をすれば、中国漁船団の違法操業を放任しておけば、いずれ何らかの形で日本側とトラブルが発生するであろうことを中国側が予想し、そのときこそ尖閣諸島の領有権棚上げに関する日中間の約束違反だと言いがかりをつけて行動を起こすつもりだったのではないかと考えられる。

- ◎ 中国が尖閣問題で攻勢に転じたことと、旧ソ連の衰退が関係していると思われることは、すでに紹介したとおりが、実際のところ、“中国漁船衝突事件”の発生僅か3日後には中国の漁業取締船「漁政」3隻がまるで予め準備していたかの如く順次尖閣諸島周辺海域に現れ、尖閣諸島が中国領土である旨のデモンストレーションを行ったのである。

それらのことを想起すると、中国政府は、日本の領海内で侵犯操業を行う中国漁船団と領海警備にあたっている海上保安庁の巡視船との間で何らかのトラブルが起こるのではないかという予測を立てたうえで、そのときには間髪を入れずに尖閣諸島の領有権“棚上げ”違反を口実に、中国公船を送り込むというシナリオを描いていたのではないかと、という気がしないでもない。

I-6 禍根を残した日中国交正常化交渉

☆ 日中間の“棚上げ約束”は存在？

ところで、中国側の対日攻勢の原点とも言うべき“尖閣諸島の領有権棚上げに関する日中間の約束”なるものは果たして存在するのか？

1971(昭和46)年6月に台湾(中華民国)が尖閣諸島の領有権を公式に主張し始め、同12月に中国も領有権主張を公式に表明したことから、翌1972(昭和47)年9月に日中国交正常化が実現したものの、日本国内には日中平和友好条約の締結に先立って尖閣諸島の取り扱いを明確にすべきとの意見が台頭し、1978(昭和53)年3月には当時の自民党総務会が魚釣島に仮設ヘリポートなどの建設を決議している。

そして、その直後の同1978(昭和53)年4月、中国の機銃を装備した小型武装漁船100隻以上が突然尖閣諸島に大挙して押し寄せて来て日本の領海内に侵入し、海上保安庁の巡視船による退去警告を無視して機銃を向けるなどしながら1週間以上にわたって違法操業や徘徊停留を続けた“中国武装漁船集団領海侵入事件”が発生した(注)。これは自民党総務会決議に対する中国側の抗議行動と見られるが、同1978(昭和53)年8月の日中平和友好条約締結交渉の際に、鄧小平国務院副総理が「先般の事件(“中国武装漁船集団領海侵入事件”)は全く偶発的であり、中国政府としてはそのような事件を(再び)起こすことはない」と約束したことから、結局はこれを以て平和友好条約の締結を優先させ晴れて調印ということになったのではないか。

注) 1978(昭和53)年から、大正島と久場島の射爆場使用が中断したままになっている。

そして、日中平和友好条約締結から2ヶ月後の同1978(昭和53)年10月、同条約の発効を機に来日した鄧小平国務院副総理が記者会見の席上、1972(昭和47)年の日中国交正常化交渉時における日中首脳会談に関し、『国交正常化の際、(日中)双方が尖閣諸島問題にふれないと約束した。今回、平和友好条約交渉の際も同じくこの問題にふれないことで一致した。〈中略〉こういう問題は一時棚上げしても構わないと思う。十年棚上げしても構わない。われわれの世代の人間は知恵が足りない。〈中略〉次の世代はわれわれよりももっと知恵があろう。』等と語っている。

▽ 2010(平成22)年10月18日に国会に提出された質問趣意書第69号に対する政府回答；

日本政府は、同じくその質問趣意書第69号に対する回答の中で「そのような約束は存在しない」と明確に否定している。

鄧小平国務院副総理が1978(昭和53)年10月に来日した際の記者会見の席で「日中国交正常化交渉の際の日中首脳会談で(尖閣諸島の領有権)棚上げに合意した」と語ったのは、中国側の一方的な提案に日本

側が同意又は合意したように印象付け、その既成事実化を狙って敢えて発言したのではないか。

そして、あの時も日本側は鄧小平発言を否定していないことから、あたかも日中間に“棚上げの約束”があったかのように受けとめられるようになったのかもしれない。

いずれにせよ、真相は当事者に確認するしかないが、あくまでも“約束”なるものの公的な証拠は日中のどちらからも明らかにされていない以上、正式に日本国が約束したことにはならないのであって、国会の質問趣意書に対する政府回答に反する発言を支持する訳にはいかない。

以上のように“尖閣諸島の領有権棚上げ”に関する経緯を振り返ってみると、中国側は“棚上げ”を提案したのに対し、日本側は“棚上げ”を約束したのではなく、島に手を付けないことを腹の中で決めたということだったのではないかと推測される。

- ◎ 今にして中国が“棚上げの約束”があったとして攻勢をエスカレートさせていることを思うと、日中国交正常化交渉の際の首脳会談や前記の記者会見時における鄧小平発言の際に、「中国が棚上げするのは結構だが、わが方（日本側）は棚上げに応じる立場にはない」と、キッパリと言っておけば良かったということである。それをしなかったことが禍根を残すことになったということだろう。

II 尖閣諸島周辺海域における警備の実情

尖閣問題に関する一連の報道をみていると、海上保安庁をはじめとする警備関係機関による警備の実情があまり理解されていないせいか、全く的外れな報道やコメントである等と思われることが少なくない。そこで、不正確若しくは誤った報道や恣意的な情報操作などによって国民の不安や領土ナショナリズムが煽られる等して、無用な混乱や日中間の軋轢が深刻化しないようにするため、尖閣警備の実情について基本的なことを紹介しておく。

II-1 尖閣諸島周辺海域の厳しい警備環境

尖閣諸島は、5つの島（魚釣島・北小島・南小島・久場島・大正島／魚釣島と大正島は110km離れている。）と3つの岩（沖の北岩・沖の南岩・飛瀬）から成る。

それらの中で最大の魚釣島までの距離は、最も近い石垣島や台湾北端からでも約170km、沖縄本島からは約410km、中国大陸からは最短で約330km。沖縄本島からの方が中国大陸からよりも遠く、まさに東シナ海の南西端付近に浮かぶ、小さな絶海の無人島なのである。

それぞれの周囲には幅12海里（約12km）の領海とその外側に同じく幅12

海里の接続水域が設定されており、全体ではほぼ四国くらいの広さにもなる広大な海域にこれらの島嶼が点在している。

したがって、石垣島からさえ船による往来には時間がかかるし、糧食や飲料水、燃料の補給にも相当の困難を伴う。また、年間を通じて海上は荒れ模様で、台風の襲来も多いので、大型巡視船による警戒監視でさえ大変。しかも、魚釣島も一番大きいとは言っても4km²にも満たない小さな島で、波浪や風を凌ぐ静穏な避航海域もない。

そういった厳しい環境下において、広大な海域のいつ、どこから保釣活動家らの乗った抗議船や中国公船が現れるか、あるいは監視のスキを突いて中国や台湾の漁船が領海侵犯操業などを行っているかと、24時間体制で警戒監視を続けなければならないので、攻める側には簡単なようでも、守る側は常に緊張を強いられるという、非常に厳しい環境。特に中小の巡視船艇に乗り組んでいる海上保安官にとっては非常に過酷な任務である。

II-2 悪質な“招かざる客”にも“ソフト警備”＝静かな守り

海上保安官に向かって物を投げつけたり竹棹を振り回したりする蛮行狼藉を働く保釣活動家もいるし、時には巡視船艇の合間をかい潜って島に上陸されることもある。そうすると、海上保安庁には、どうして上陸を阻止できなかったのか？と批難めいた質問や激励などが一斉に殺到するのである。

昨年8月15日に香港の尖閣諸島の領有権を主張する民間団体「保釣行動委員会」の活動家らが魚釣島に不法上陸した事件のときもそうだった。

▽ 私人私船たる保釣活動家や抗議船に対するソフト警備／軽々に論じられないソフト警備の是非；

そもそも“ソフト警備”とはどんな警備手法なのかを説明する必要があるが、警備手法を巡ってはいろんな意見や疑問があることは承知している。例えば、海保はもっと厳しくすべきではないか、と。

そうした警備手法の意見や疑問は兎も角、“招かざる客”がやって来たときは、できるだけ安全かつ速やかに排除するというのが、台湾や中国とのトラブルの元になる火種を迅速に片付ける上で最善の方法だとされてきた。こういった考え方に基づいた警備方針を“ソフト警備”と呼んでいるが、「日本が実際に国内法を厳正に適用して毅然と対処し、そのことを国の内外に示していくことこそ、尖閣諸島の有効統治の証ではないか」という建前論からすれば、問題なしとは言えない。

◎ しかし、保釣活動家らは国をバックに、身体を張ってでも頑強に抵抗するに違いない。それでも検挙に踏み切るのであれば、“中国漁船衝突事件”

のときのように、中国側の猛反発を招いて日中関係が険悪になったことを想起すると、その是非について簡単に論ずることはできない。

II-3 海上保安庁の全庁的な対応体制

☆ 私船の保釣抗議船よりも厄介な中国公船／私船と公船との違い；

最近、中国の公船がやって来るようになってから、海上保安庁では警戒監視体制に必要な勢力の確保にこれまでになく苦慮するようになった。

小型抗議船に分乗する保釣活動家らは、海がシケてくるとやって来ないし、大挙して押し寄せて来たとしても、領有権主張のデモンストレーション等を行って目的を遂げると、長くても2～3日で早々に引き揚げていくのが通例だった。しかし、中国の公船は保釣活動家らの抗議船のように、“短期決戦”という訳には行かない。ほとんどは外洋航行が可能な大型船。台風の来襲時などのような余程の荒天でない限り、“通常のパトロール”と称して数隻で船隊を組むようにして入れ替わり立ち替わり繰り返し押しかけて来ては1週間以上も居座るのである。

したがって、海上保安庁としては、中国公船に比べて同等以上の大きさで、性能機能も上回る大型巡視船を中心に全国から順次派遣して対応している。しかし、海上保安庁の保有する巡視船は117隻であり、そのうちヘリコプター搭載型を含む1000トン級以上の大型巡視船は51隻しかない。しかも、どの管区海上保安本部もそれぞれの地域特有の海上保安業務を抱えている。そこで、こうした派遣体制の長期化に伴い、通常の業務執行体制の維持にできるだけ支障が生じないようにするため、全国的な運用調整を図るなど組織を挙げて対応しているところであるが、大変な苦勞をしているのが実情である。まさに派遣されるのも大変、留守をあずかる方もその分負担が増え疲弊するのである。

▽ 国際法の規定を厳格に守る日本；

日本は、その是非は兎も角、国際法の規定（注1）を厳格に解釈運用し、これまでのところ外国公船に対しては外国軍艦と同様に直接手出しはしないということを基本に対応している。それで、例えば、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」（外国船舶航行法）も外国の軍艦や公船を適用対象から除外している（注2）。

したがって、外国公船の不法行為に対しても現場では、日本の領海内に不法侵入されても、臨検拿捕等は許されていないので、これまでのところはひたすら粘り強く退去警告を繰り返すということに留めているのが実情である。中国はそこにつけ込んで、公船を繰り出して攻勢をかけてきているのである。ただし、外国船舶航行法では軍艦と公船を除外しているが、日本の国内法に反する行為を認めた場合に今後も何もしないという訳で

はない。

注) 公船の国際法上の地位

※ 1) 『海洋に関する国際連合条約』(平成8年条約第6号)(抄)

第25条 沿岸国の保護権

1 沿岸国は、無害でない通航を防止するため、自国の領海内において必要な措置をとることができる。

第30条 軍艦による沿岸国の法令の違反

軍艦が領海の通航に罹る沿岸国の法令を遵守せず、かつ、その軍艦に対して行われた当該法令の遵守要請を無視した場合には、沿岸国は、その軍艦に対し当該領海から直ちに退去することを要求することができる。

なお、本条は軍艦に対する規定であるが、「このことは非商業目的の政府船舶についても同様である。」(注解国連海洋法条約上巻/小田滋著)とされている。

2) 領海等における外国船舶の航行に関する法律(平成20年法律第64号)(抄)

第2条(定義) この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

3 外国船舶 船舶法(明治32年法律第46号)第1条に規定する日本船舶以外の船舶(軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であつて非商業目的のみに使用されるものを除く。)をいう。

III 最近の尖閣問題を巡る日本側の気懸かりな動きと報道

尖閣問題を巡る最近の動向を見ていると、中国側の動きに目を離せないのはもちろんだが、日本と外国のメディアや日本の政治団体の動き、そして尖閣問題に関する一連の報道についても、それぞれ気懸かりな点が散見される。そうした、いくつかの事例のうち、本日は政治団体や内外メディアの危険な尖閣渡航についてのみ紹介する。

III-1 政治団体や内外メディアの危険な尖閣渡航

中国側の中長期戦略がいよいよ第4段階を迎えたことに関し、気がかりなのは、内外のメディアや日本の政治団体の関係者が安全性の乏しい小型漁船をチャーターし、それに“漁師見習い”等と称し釣り道具のほかにカメラ等を持参して尖閣諸島に渡航していることである。これは、船舶安全法の立法趣旨に反するような言い訳による脱法的な渡航である可能性が高い。また、どういう訳か、渡航情報が中国側に筒抜けになっており、取材目的や日本の領有権を誇示するような政治団体が渡航するときは、中国公船が待ち構えるようにして特に警戒しているふしが窺える。

去る4月23日早朝に、日本の政治団体の関係者が10隻の小型漁船に分乗

し大挙して尖閣諸島に渡航した際に、中国海洋監視船「海監」8隻が待っていたように相次いで日本の領海内に侵入し、これらの日本漁船を追い立てるような行動を取った。それが典型的な例であるが、こうしたことが続けば続くほど、中国側の主張に沿った既成事実が積み重ねられることになるのは明かである。

本件については、「海監」が過去最高の8隻で同時に日本領海内に侵入したことばかりが大きく報道され、それに比べて、「海監」が日本の領土領有権を誇示することを目的とした政治団体の動きを阻止しようとしたことがその背景にあったことの方が余程重大なことのようと思われるのに、何故かその背景については日本国内であまり報じられなかった。

いずれにせよ、日本漁船が中国公船に日本領海から排除されるとか、立入検査等の取締り行為を受けるようなことにでもなれば、海上保安庁も中国公船に対して口頭での中止要請や警告で済ませるといった訳にはいかなくなる。そうすると、まさに一触即発のおそれも一気に高まる。

米国はもとより中国の良識ある穏健派リーダーたちも、現場で日中の公船同士が火花を散らすような事態は何とか避けたいと考えているはずである。習近平政権の中に巣くう好戦的なタカ派が13億の無垢なる中国民衆のナショナリズムに火をつけるようなことにでもなれば、反体制の動きにも抑えが効かず、收拾がつかなくなることは誰にでも容易に予見できるのではないか。

民間の小型チャーター船で尖閣諸島に渡航して取材や漁業などを行うこと自体、法令違反ではない限り阻止することはできないが、そのような事態を招いたり、中国側の実効支配を助長することにならないように、中国の主権侵害等に対する現場の対応は海上保安庁などに任せ、あくまでも国益を害することのないように良識と分別のあるフェアな行動をとって頂きたい。

☆ 日本政府に求められる積極的な広報姿勢

そこで、日本政府としても広報にもっと前向きに対応することを提案したい。そのことを通じて、傍若無人な振る舞いを続ける中国側とそれに粘り強く対峙する緊張の現場の実情をもっと広く、分かりやすく、積極的に国の内外に向かってアピールすべきである。

現場の実情を少なくとも国民に知らせることは政府の責務であり、マスコミの使命でもある。現場の実情を広く国民に知ってもらうことこそ、現場で苦勞している海上保安官たちにとっては大きな励みになるに違いない。また、すでに述べたように、民間の政治団体やメディアの関係者などが危なっかしい渡航に走り、中国側を利することになるのを防止するという観点からも重要だと思われる。

IV 手詰まりの背景

中国側の攻勢が強まれば強まるほど、有効な歯止め策を欠いた日本側の手詰まり状態が一層顕在化するばかりというのが実情だが、なぜ日本は中国の攻勢を前に何も手を打てないでいるのか、その背景について、総括すれば、次のとおりである。

- ① 国防問題から国民が目をそらし続けていること。
- ② 包括的かつ統一的な国家安全保障戦略が確立されていないこと。
 - 1) 国益から見た尖閣諸島の評価が定かではない。
 - 2) 平時における外国の主権侵害に軍事力で対処する国内法制が未整備。
 - 3) 非軍事的観点からの統一された国家安全保障戦略がない。

IV-1 国防問題から目をそらし尖閣諸島を他人事とみる日本の風潮

★ 戦後教育？戦争体験に基づく不戦の決意か生活の知恵か？シビリアンコントロールに自信がないのか？

先ず指摘したいことは、尖閣問題を含めて国防問題ともなると、日本国民はとたんにトラウマにでも囚われているかの如く、正面から向き合おうとしない傾向が強いように思われることである。どのようにして国を守るかという問題から目をそらし続けていることこそ、日本が手詰まり状態に陥っている最大の背景ではないか。そのせいもあるのか、改憲論者だけでなく護憲論者も、非軍事的な観点からの具体的な国家安全保障戦略を持ち合わせていないように見受けられる。

尖閣諸島の守りを託された海上保安庁や警察などは、保釣活動家や中台漁船団による不法行為を国内法令等に則り厳正に取り締まろうとするが、すでに紹介したように、その前には“ソフト警備”の御旗が翻る。そんなことでは舐められてしまうと分かっているにもかかわらず、国内法令に基づく厳しい措置をとれない。しかし、それを政府や政治家だけのせいにするのは如何なものか。それは、むしろ国民がこうした事態の打開策について真剣に考え、腹を据えて政府や政治家の背中を押そうとしないからではないかと思う。

そういう意味において、国防のために自衛隊を運用することができないのも、憲法第9条を改正する、しないという問題ではなく、それ以前に、国民自身が日本の平和と主権をどのようにして守るのかという問題に真摯に向き合い、態度を決めようとしていないことに根本的な病巣が潜んでいるように思われる。

▽ 国防から目をそらす理由／外国の主権侵害に対する警察力による対処の背景；

それは戦後の占領政策の下での憲法や教育の弊害だとする声もあるが、悲惨な戦争体験を通して日本国民が体得した、二度と戦争はしてはならぬ

いという“不戦の決意”あるいは“賢明な生活の知恵”だという見方もできるのであって、戦後教育を一概に否定することは適当ではない。

△ 戦後教育の欠陥；

ただ、戦後教育の欠陥を敢えて指摘するとすれば、国民に二度と戦争をしてはならないということは教えてきたが、その先の現実問題として、実在する外敵からいかにして日本の平和と主権を守っていくのかという術を主体性と責任を持って考えることを身につけさせてこなかったことだろう。

仮に、中国による尖閣諸島への上陸占拠といった事態においても、「日本に対する武力による本格的な侵略行為とまでは認められないとして、あくまでも平時だから防衛出動は発令できない」等ということであるなら、海上保安庁や警察のような法執行機関による警察活動で対処するほかに選択肢がないということになる。そして、それが国民の大勢意見ということであるとすれば、一概に「日本の現行法制上の重大な欠陥」などと断じることができなくなる。

とは申せ、少なくとも戦後の日本国民は米国の庇護の下で、国の平和や主権を脅かす外からの脅威に対する感覚がほぼマヒ状態に陥っているのではないかと危惧している。

いずれにせよ、日本国民が、自らの手の内にあるはずのシビリアン・コントロールに未だに自信を持つことができないからか、あるいは再び戦火に巻き込まれるかもしれないというトラウマから逃れられないからか、自らの軍事力保有に手枷足枷を嵌めることばかりに腐心し、軍事的にせよ非軍事的にせよ、その先の国の平和と主権をどう守っていくのかという問題から目をそらし、正面から議論することさえもタブー視してきた。それが外国からの主権侵害に対し警察力によって対処している背景にあるのかもしれない。

いつ結論を出すつもりなのかも分からないような改憲や集団的自衛権の是非を巡る不毛な論だけが続けているのも、同根なのかもしれない。

IV-2 包括的かつ統一的な国家安全保障戦略の不備

包括的かつ統一的な国家安全保障戦略というと、日本には軍事的観点からも非軍事的観点からも明確なものがないように思われる。軍事的なものについては外務省や防衛省が中心になって策定しているようだが、それでも全省庁の取り組みにはなっていない。非軍事的なものともなれば、あつたとしても、それは各省庁バラバラで、しかも民間の力も結集するようにはなっていないので、とても国を挙げた包括的かつ統一的な国家安全保障戦略があるとは言えそうもない。

★ 不明確な国益上の尖閣諸島の評価；

中国が尖閣諸島を国家の“核心的利益”と位置付けているというのに、守る側の日本はそもそも尖閣諸島を国益上一体どう評価しているのか定かでない。これはまさに包括的かつ統一的な国家安全保障戦略がないことに起因するものだと思うが、それが手詰まり状態に陥っている日本の背景の一つにもなっているのではないだろうか。

「尖閣諸島周辺の海底に本当にどのくらいの石油資源があるのかどうか分からない」からなのか、それとも「尖閣諸島は日本本土から遠く離れた東シナ海の南西端に浮かぶ絶海の小さな無人島にすぎない、されどみすみす中国にとられてしまうのは我慢ならない」という単純なナショナリズムしか持ち合わせていないからなのか。いずれにせよ、尖閣諸島の国益上の評価が定かでないようでは、中国の攻勢を前に、どのようにして尖閣諸島を守っていくのか、その基軸がはっきりしないのも当たり前だろう。

★ 平時における外国の主権侵害に警察力で対処せざるを得ない国内法制；

尖閣問題を巡る中国とのせめぎ合いを通じた日本の対応ぶりを見ると、中国側が攻勢に出れば出るほど、今の日本は手詰まり状態にあることを露呈し、それが中国側にツケ入るスキを与え、さらに攻勢をエスカレートさせるといった悪循環を招いている。

一般論として、どのようにして国を守るのかという戦略を軍事的なものと同非軍事的なもの2つに分けて観た場合、今の日本には、軍事面では米国頼み、そして非軍事面では具体的な戦略は無いに等しいのではないか。

☆ 尖閣問題に関する海上警備行動発令の是非と要否

『海上警備行動を発令して海上自衛隊を出動させればいい』だとか、『防衛力をもっと強化すべきだ』、あるいは『尖閣諸島に武装自衛官や警察官を常駐させろ』、『船だまりや避難港を造れ！』といった声が聞かれるが、相手の中国がどう反応するかということをよくよく考えて冷静にモノ申すべき。中国国内で、土ナショナリズムに火の手が上がり、中国政府や党の統制が効かなくなる事態に陥らないとも限らない。

▽ 尖閣諸島周辺と他の管轄海域における領域警備の違い；

そもそも“海上警備行動”に過大な期待は禁物である。例えば、対馬周辺海域での領域警備をみれば分かるように、尖閣諸島周辺海域以外の日本の管轄海域においては、海上保安官が日本の国内法令に違反した外国漁船などを現認したときは、その船籍が中国であれ台湾であれ、即刻、強硬接舷のうえ停船させ船長等を現行犯逮捕するといった、実力行使を併用しながら厳正に対処するのが通例だ。これは明らかに尖閣周辺での“ソフト警備”とは異なっている。

つまり、“ソフト警備”という基本的な対処方針が堅持される限り、尖閣諸島を海陸空から守るためにたとえ海上警備行動や治安出動、あるいは“領域警備法（仮称）”に基づいて自衛隊を出動させたとしても、海上保安庁や警察などの法執行機関がこれまでも“ソフト警備”を基本とし、法に則って権限や実力を最大限行使してきた訳ではないことを考えると、それ以上の実力を発揮するような余地は現時点では考えられないということになる。

それでも、もしも“ソフト警備”を撤回し、あるいは自衛隊の出動に踏み切ったとした場合、尖閣問題を日中の力対力による紛争に持ち込もうと虎視眈々と機会を窺っている中国側の思う壺に嵌ってしまうことになるのはほぼ間違いない。したがって、そういう選択肢を採用することはできないだろう。

☆ 領域警備の意義；

▽ 海上保安庁による領域警備の実情；

尖閣問題は現場で事態の打開や解決を図るような問題なのか？領土領有権問題なのに海上保安庁が対応するのは何故か？

海上保安庁は、国家の意思に基づく領域主権の侵害に軍事力で対処することを前提として設立された組織ではない。警察力でもって、海上における治安の維持と国民の生命・財産の保護と安全の確保を任務としている。

海上保安庁が現在行っている領海警備は、中国公船の主権侵害に対し、警察活動において対処しているのであって、海上保安庁法の任務を逸脱した違法活動ではない。ただ、規制し排除するための有効な法的措置が限られているというだけのことであり、しかも、現在尖閣諸島の周辺海域で必要とされる海上での領域警備については、現行国内法制上、一元的に対処できる組織としては海上保安庁以外には見当たらないのである。

なお、水産庁の漁業取締り、税関の密輸取締りも広い意味で領域警備活動である。

海上保安庁の行う「領海警備」は、領海そのものの利益＝主権を守るための警備ではなく、むしろ領域(陸域)の利益を守るために領海においてとられる措置である。したがって、海上保安庁は、尖閣問題の解決、事態の解決のために警備しているのではない。中国の好き勝手な不法行為を許さないためのものであるが、残念ながら、これまでのところ中国公船による主権侵害に歯止めを掛ける状況には至っていない。

▽ 「不審船」と「不審な船」との違い

「不審船」とは、行動が不審な船舶、つまり航行目的や活動実態が明かでない船舶であり、沿岸国にとって許容できない活動を行っている可能性

が高い船舶である。そういった「不審な船舶」のうち、海上保安庁法第20条第2項に該当する船舶は、いわゆる北朝鮮の「工作船」とは断定まではできないが、それに近い極めて有害な重大凶悪犯罪の供用船舶の可能性が高いこと。

したがって、こうした不審船への一連の措置は警察力による「領海警備」の一環として実施しているものである。それが「不審船」と称される所以である。

例えば、2001（平成13）年12月に発生した九州南西沖工作船事件のとき、海上保安庁の巡視船の船体威嚇射撃により甲板上のドラム缶入り燃料に火が付いて炎上したが、炎が風下になるように操船しながら、実に冷静かつ手際良く消火した様子が見てとれた。

今日の情報収集体制の下では、北朝鮮の工作船にほぼ間違いないのか、航行目的や活動実態が明らかでないような単なる得体の知れない“不審な船舶”なのかは専門家にはすぐに分かるはずだが、現実の対応となると、北朝鮮の工作船の可能性が極めて高いものの、それを断定することはできないとして、あくまでもあの類の船舶に対する対処は、海上犯罪を取り締まる海上保安庁が第一義的に対処することが望ましいとする考えがあるからこそ、北朝鮮の工作船と同様に極めて凶悪な不法行為を繰り返す有害な船舶の隠語として“不審船”と称される。

☆ 海上警備行動の本質；

▽ 海上警備行動の発令事例と概要；

ところで、これまでに海上警備行動が発令されたケースは3回（注）。

1例目の不審船と呼ばれる北朝鮮の工作船は、民間漁船を偽装しているが、実は北朝鮮当局の指揮下にある武装艦船であることは明らか。

また、2例目は、2004年（平成16）年11月10日、先島諸島の領海を中国海軍の漢級原潜が潜航状態で侵犯した事件のことで、これは言うまでもなく“軍艦”そのもの。このときも海上警備行動が発令され、P-3C哨戒機や対潜ヘリ、護衛艦による追跡が行われたが、実は、こうした潜没潜水艦に対処する事態に備え、1996（平成8）年に我が国が国連海洋法条約を批准した際に、自衛隊の部隊が同条約の定めるところにより、日本の領海及び内水で潜没航行する潜水艦に対して浮上と国旗の掲揚、そして領海外への退去を要求するための基本方針と手順を予め定めた閣議決定（「我が国の領海及び内水で潜没航行する外国潜水艦への対処について」）が同1996（平成8）年12月になされている。

以上のほかにも、国家の意思によるとみられる外国政府の指揮下にある艦船による日本の主権若しくは主権的権利を侵害する行為が実際に

これまでも平時に発生しているのである。

注) これまでの海上警備行動の発令事例；

- ① 能登半島沖不審船事件；1999年（平成11年）9月24日0時50分に海上自衛隊創設以来初の海上警備行動が発令された。この事件を教訓に臨検を行うための特別警備隊及び護衛艦付立ち入り検査隊が創設されることとなった。
- ② 漢級原子力潜水艦領海侵犯事件；2004（平成16）年11月10日、中国海軍の漢級原子力潜水艦が石垣島と多良間島間の日本領海を侵犯、日本政府は、海上自衛隊創設以来2度目の海上警備行動を発令。
- ③ ソマリア海賊対処のための発令；ソマリア周辺海域で横行する海賊に対処するため、2009（平成21）年3月14日から護衛艦の派遣が開始されたが、同年6月19日に成立した海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成21年6月24日法律第55号）が施行されるまで海上警備行動を発令して対応。

▽ 海上警備行動とスクランブルの限界

すでに紹介したように、尖閣諸島を守る現場ではこれまで、「招かざる客」はできるだけ安全かつ速やかに排除する」という“ソフト警備”を長年に亘り最善の基本的対処方針として堅持してきた。

そのことに対し、国民の中にはいろいろな声があつて、「海保の対応は生温い」とか、「海保の実力では対処できない」といった理由を挙げて、海上警備行動を発令して海上自衛隊に対処させるか、あるいは“領域警備法（仮称）”を整備し、海上自衛隊の本来任務の一つとして領域警備を担わせてはどうか、といった声まであることは重々承知。

△ “ソフト警備”のような日本のスクランブル/活かされなかった“ミグ25事件”；

日本の領空を守る航空自衛隊の戦闘機による外国領域侵犯機に対するスクランブル対応も“ソフト警備”と同じようなものだろう。

昨年12月に中国国家海洋局に所属する小型プロペラしょう戒機が初めて尖閣諸島の領空を侵犯したが、あのときは1976（昭和51）年9月に旧ソ連のミグ戦闘機が函館空港に強行着陸した“ミグ25事件”のときと同様、低空侵入のために発見が遅れてスクランブルが間に合わなかったとされているが、同じような事態が再発したというのなら、過去の経験を活かせなかった原因を検証すべきである。また、メディアの報道は空域監視態勢の充実の方に注目するだけで、日本のスクランブル態勢の法的欠陥等を取り上げようとしないのは如何なものかと思う。

V 手詰まりの日本の選択肢

それでは、尖閣問題を巡る中国の攻勢を前に手詰まり状態に陥っている日本は、今後

一体どうすればいいのか。

V-1 尖閣問題に関する基本認識；

日本政府の基本的な立場をこれまでのように単に繰り返しているだけでは時間が無為に経過するだけでなく、領有権を巡る中国側の主張に沿った既成事実が進行するだけであり、日本にとって不利になるばかりである。

よって、日本の基本的立場は堅持しつつ、事態の打開若しくは改善、できれば問題の解決に向けて実効性の期待ができるような政治的及び外交的な行動を直ちに起こすことが緊要である。

この点に関しては、第2次安倍政権の最近の積極的な外交アプローチはそうした行動の一つとして評価できる。

☆ 中国の“ダメ元”思考；

すでに述べたとおり、元々中国にとっては尖閣問題で失うものは何一つない。だからこそ、「ダメ元」で日本から何らかの譲歩を引き出すべく、理詰めの論争を回避しながら「核心的利益」と位置付ける尖閣諸島の“奪還”に向けて力と力による対決に持ち込もうとしているようにも見受けられる。

実際、日本が事を荒らげないようにとおとなしくしていることを良いことに、経済及び軍事の両面から日本を威嚇威圧する一方で、中国公船をして日本の領海内に侵入させるなどの主権侵害を継続するとともに、中国国民と国際社会に向かって都合のよいアピールやロビー活動を精力的に展開してきているが、中国に対しては曖昧さ、放任放置、弱腰姿勢は禁物である。

▽ 南シナ海の南沙諸島や西沙諸島の領有権を巡る ASEAN 関係諸国との係争においても見られるとおり、領土領有権を巡る中国の力を背景にした自己主張を強引に押し通すやり方は中国の常套手段のようなもの。よって、中国側の力を背景にした威嚇威圧に日本側が力で対抗しようとすることは中国側の思うツボに嵌るだけであり、賢明な選択ではない。

☆ 中国に対する抑止力になっている主な要因；

尖閣諸島への上陸占拠を中国に踏み留まらせている、つまり中国に対する抑止力になっている主な要因は、次のとおりであると考えている。

- ① 米国が日本の後ろ盾になっていること。
- ② 中国指導部内の好戦派と穏健派との間、あるいは反日派と親日派との間における意思統一が未だなされていない可能性があること。
- ③ 中国側が国際社会の批判を回避できるだけの条件乃至は環境がこれまでのところ未だ十分に醸成されていない、つまり領有権を巡る係争地化に向けた既成事実の積み重ねが未だ不十分であると見ている可能性があること。

★ 当面の基本的対処方針(案)；

そこで、善し悪しや好悪の情はさておき、当面は、次の基本方針で対処すべきではないかと考えている。

- ① 日中間の武力衝突は絶対に回避すべきであること
- ② 中国に対する抑止力については、米国の後ろ盾を基本にして対処すべきであること（日米同盟が重要かつ基本）
- ③ 中国に対する米国の抑止力が効いているうちに、尖閣問題の決着又は事態の打開若しくは改善を図るか、あるいは中国に対する日本独自の抑止力（米国以外の国々とのマルチ外交戦略や経済・科学技術・文化教育などの非軍事分野における国家安全保障戦略を含む。）の確立を図ること。
- ④ 尖閣問題を巡る日中間の陰悪な関係は、日本だけでなく中国にとってもプラスにならないことを中国側に理解させること。その際、中国指導部の穏健派や親日派が好戦派や反日派に対して優位に立つことができるように配慮すること。
- ⑤ 挙国一致の視点に立った尖閣問題への包括的かつ統一的な国内対応と国際的な対応が重要であること

▽ “普通の国”として自立する前提；

米国から自立して自前の軍隊の保有を標榜すべきであるという声も少なからず聞こえてくる。心情的には独立国家らしい“普通の国”になりたいという気持ちはよく分かるが、軍事的に独自の抑止力を保有しようというのであれば、次のことに結論を出すことが先決であろう。

- ① どのくらいの規模の軍事力を保持すれば、中国などの国と軍事的に互角に対抗していけるのか？
- ② 国民は、そのためにどんな覚悟が必要になるのか？膨大な軍事費の負担や、場合によっては日本国民が血を流すことになるかもしれないことも覚悟しなければならないが、現実問題としてそれは実行可能か？
- ③ 相手は核兵器も保有しているが、日本も核武装で対抗するのか？

V-2 当面の選択肢と課題

★ 官民・省庁の枠を超えた包括的かつ統一的な国家安全保障戦略の策定；

全省庁と官民が国を挙げて参画するような、軍事面と非軍事面の両面から包括的かつ統一的な国家戦略もなければ、いざ国の一大事と言うときに国を挙げて対応する危機管理・安全保障体制もないので、それをできるだけ早急に確立することが喫緊の重要課題である。

その意味において、国益という視点から見た尖閣諸島の評価若しくは位置付けを明確にすること。また、非軍事的な観点からの対中戦略（経済、科学技術、文化教育、環境など）を策定し実施していくこと。

日本が今後とも平和主義を国是として掲げていく以上、多少時間を要して

も、喫緊の重要課題として是が非でも取り組むべき。むしろ、これまで改憲を標榜する政治勢力だけでなく、それこそ護憲を唱え続けてきた政治勢力がその確立に向けた具体的提案を何ら国民に提示してこなかったことは大きな怠慢と指摘されても仕方がない。

★ 世界的視野の多次元的政治・外交戦略と多国間連携協調関係の強化推進

政治と外交が先頭に立って中国側との話し合いにより事態の打開若しくは改善又は問題の解決を図ることが基本である。その一環として、中国が尖閣諸島の領有権棚上げに回帰する道を探るべきである。

世界的視野に立った統一的な多次元外交戦略に基づく多国間の連携協調路線を強化していくという点では、第2次安倍政権がすでに積極的に推進しているので改めて指摘するまでもないが、米国や台湾だけとの連携ではなく、インドやロシア、そしてベトナムやフィリピンなどのアジア関係諸国との多角的かつ統一的な外交戦略に基づいて国際的な連携協調路線の強化も重要である。

☆ 海上保安当局間の対話；

これまでは中国側の適当なカウンターパートがいなかった。しかし、“5頭の龍”（注）と称される海上法施行機関が海上保安機関として統一されつつある。そういう意味では、海上保安庁の一元的なカウンターパートになると考えられる組織の誕生は歓迎すべきことだが、その一方で、今後は海事法令一般の執行に当たる「海警」が尖閣周辺海域に現れる可能性もあることを忘れるべきではない。

注） 中国海事法執行機関“5頭の龍”；海軍以外の中国政府の海事関係機関。すでに日本でもお馴染みになった海洋管理全般や海洋戦略研究を担当する国土資源部国家海洋局の海洋取締船「海監」と漁業管理を担当する農業部漁業局の漁業監視船「漁政」のほか、治安維持や国境警備に当たる武装警察と公安部边防管理局の「海警」、海上交通管理や捜索救助を担当する交通運輸部海事局の救助船「海巡」、税関業務の「海関」である。「海警」・「海巡」・「海関」は、これまでのところ尖閣問題には関与していないが、現在進行中のこれら海上法執行機関の再編計画に伴い、近い将来、「海警」が尖閣問題に参画してくる可能性あり。

☆ 毅然たる対中折衝の推進と対中問題提起；

中国が棚上げ回帰”に向けた交渉のテーブルに着こうとしない場合には、尖閣諸島の“有効統治”を実証するための“適切な管理”に着手するとともに、中国側に国際司法裁判所(ICJ)への提訴を持ちかけ、日本としてはいつでも受けて立つ姿勢を明確に打ち出していくべきである。

▽ “領有権棚上げ”提案の是非；

日中双方のリーダーたちが現場で両国の公船同士が火花を散らすような事態はお互いにタメにならないという認識を共有し、「当分の間は現場で鏝迫り合いを生むような行動は自粛し、互恵的な一致点を見出そう」という機運を阿吽の呼吸でもって醸成していくことこそ、当面の最も現実的な選択肢として日本の政治と外交が最優先に取り組むべき重要課題の一つである。それができるかどうか、まさに日本の政治と外交の鼎の軽重が問われている。

尖閣諸島が歴史的にも国際法上も日本固有の領土であるという日本政府の基本的見解や、1978（昭和53年）10月に来日した当時の鄧小平・中国副総理が記者会見の席で持ち出した「日中の棚上げに関する約束」なるものが存在しないことはすでに紹介したとおりである。よって、日本側の方から領有権の棚上げを口にすることは考えられないし、賢明だとも思えない。しかも、今さら中国がそれを受けるとも分からないし、中国の方から一方的に尖閣から完全に又は一時的に手を引くということはとても現時点では考えられない。

そこで、中国の国内向けの面子と日本の基本的立場を保つことができるように、双方が共有する戦略的な利益を見つけてお互いに歩み寄ることが先決である。

そういう意味において、中国が領有権の棚上げに回帰するというのであれば、日本側としても当面は島の管理を見合わせることにについて検討の余地があるのではないかと思われる。

△ 中国側の提案の意図；

6月3日付け読売朝刊は、『中国人民解放軍の威建副総参謀長は6月2日、シンガポールで開かれていた「アジア安全保障会議」で、日中国交正常化交渉の際に日中間で尖閣諸島の領有権棚上げに関する合意若しくは約束があったとされる件に関し、棚上げ状態に戻るべきだとの見解を示した。「過去の棚上げは賢明な選択」との指摘。これは、アジア周辺諸国との協調姿勢を示すため「対話と平和維持」を強調するねらいと見られるが、「無条件の妥協を意味するものではない」とも語っているように、領土問題では譲歩しない意思を改めて示したものと報じている。

これをもう少し解説すると、中国としては「もし日本が“棚上げ”に応じるなら、話合いに応じる用意がある」ということを示唆したのではないか。しかし、元々尖閣問題では失うものが何もない中国にしてみれば、日本が領有権を棚上げに応じるということは尖閣諸島の領有権を巡って日中間で係争になっていることを日本が認めることを意味するの

であり、「それは願ってもないこと」ということなのではないか。

▽ 有効統治を実証するための尖閣諸島の適切な管理；

我が国が尖閣諸島を有効に領有していることを国際社会にアピールしていくには、先ず、日本の領有の正当性を裏付ける根拠を明らかにして、国・政府として尖閣諸島を領有する意思と姿勢を国の内外に実証しなければならない。そのためには、国際法及び国内法令に基づき、尖閣諸島の周辺海域の監視警戒を継続し、厳正に法を執行することこそ、最大の有効統治の証になるはずであり、本来はその証として「島の適切な管理」も怠ってはならない。

その点に関しては、1940（昭和 15）年に尖閣諸島が無人島になって以来これまで政府は有効な手をほとんど講じて来なかった。

1979（昭和 54）年に当時の沖縄開発庁の予算で仮設ヘリポートと気象観測計器が整備されたが、その仮設ヘリポートも何度か補修工事が行われたものの、1982（昭和 57）年に補修工事が行われたのを最後に放置されたままとなり、現在はほとんど跡形もない状態になっている。

また、南鳥島と沖ノ鳥島については、2010（平成 22）年 6 月に施行された低潮線保全・拠点施設整備法（「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」）に基づき、すでに港湾施設の整備が着手されているが、尖閣諸島については、排他的経済水域（EEZ）の基点となる離島として、そのうちの魚釣島・久場島・大正島の 3 島に付属する無名だった岩礁に正式な名称が付されたものの、港湾等拠点施設の整備対象から外されている。したがって、現時点での国による島の適正な管理の証といえ、次の 2 つくらいである。

① 政治団体が 1988（昭和 63）年に建て替えた灯台を 2005（平成 17）年 2 月に国が引き取り、その時から海上保安庁が航路標識法に基づく正式な灯台として保守管理していること。

② 同庁が刊行する海図に「魚釣島灯台」と記載したこと。

ちなみに、魚釣島の仮設ヘリポートが 1982（昭和 57）年 3 月以降は補修工事が行われないうまま、今では使用できない状態になっているが、その原因の一つとして、かつて小笠原諸島でも経験したヤギの食害が指摘されている。

1979（昭和 54）年に魚釣島に灯台を設置した政治団体のメンバーが持ち込んだヤギの番（ツガ）が増殖し、草が食べられて表土が豪雨に流され魚釣島の岩肌が露出して崩落するほど自然環境の荒廃が進んだと見られている。

そういった島の現状に鑑みると、島がすでに国有化されたことを以て十分ということではなく、これからは国の責任でしっかりと島を適切に管理し

ていくことが重要であり、日本が日中間の領有権の棚上げに関する約束を破ったという中国側の口実は最早通用しないのだから、そのことをはっきりと中国側にも国際社会にも指摘し、先ずは島の自然環境調査から手がけていくことを考えるべき。そしてそれから順次、魚釣島灯台の改修又は本格的な整備、気象海象観測体制と船舶への航行安全情報の提供体制の整備といった、社会貢献的な事業も手掛けて行くべきである。日本人だけでなく、中台の漁民をはじめ、尖閣諸島周辺海域を往来する世界中の船舶にも歓迎されるはずなので、北京や台北も正面切って反対しにくいのではないかと考える。

▽ 国際司法裁判所(ICJ)への提訴の是非

すでに述べたように、中国の主張は歴史的にも国際法上も合理性と一貫性を欠いており、そのことは中国自身が一番よく承知しているはず。だからこそ、力による対決に持ち込もうと攻勢に躍起になっている一方で、国際司法裁判所(ICJ)への提訴には後ろ向きと言われている。

そこで、いつそのこと出るところに出て白黒付けるなりして、世界に向かって日本の正当性を問うしかないのではないかということで、ICJに提訴して決着を付けたらどうかという意見がある。そのことについては、日本政府が「尖閣諸島の領有権を巡って解決すべき問題はない」という立場を堅持している以上、我が国の方から本件をICJに持ち込むのは如何なものかという否定的な意見もあるが、それはあくまでも建前論に過ぎない。竹島の領有権を巡る韓国の例のように、ICJに持ち込むのは日本にとって何か不利なことでもあるのかと勘ぐられるだけである。実際に、韓国は、竹島の帰属問題に決着をつけるために日本がICJへの提訴に踏み切ったことに対し、『日本側も「日中間に領土領有権を巡る問題は存在しない。」と中台のクレームを門前払いして取り合わないではないか』と、そのことを逆手にとり、日本のICJ提訴に応じないとする立場を正当化する口実に利用している。

兎に角、このまま黙ってグズグズしていれば、その間にICJに提訴しても日本側に不利になるような中国の実効支配に向けた既成事実が着々と積み重ねられるばかり。そこでこの際、中国に対しては、そこまで日本が尖閣諸島を不当に占拠していると主張するのなら、「竹島問題に関する日本政府の対応と同じように、ICJに提訴したらどうですか」、「日本としてはいつでも受けて立ちますよ」という姿勢でもって積極的に打って出ていく姿勢を中韓両国だけでなく、国の内外にはっきりと示していくべきだ。まるで、尖閣問題に係るICJへの提訴を巡る日本の態度が竹島問題を巡る韓国の日本に対する態度と同列に観られるのは得策ではないし、甚だ心外である。

★ 『保等の警察力での法と正義に則った“静かなる守り”の堅持

☆ 海上保安体制の早急かつ実質的な充実強化とその問題点；

中国側の攻勢に歯止めをかけるための政治や外交的な努力などが功を奏するようになるまでは、現場では中国公船による日本領海内での公然たる主権侵害を許さないようにするとともに、海上保安庁をはじめ警察や入管当局などと連携協力して中国側による島への上陸占拠を何としても阻止し続けなければならない。

そこで、安全に領海警備の実効を期すにはマンツーマン以上で対応することが基本である。相手が2隻なら、こちらは3隻でという具合だ。そうしないと中国公船の勝手を許し、その分一触即発の危険性が増大することになる。

一方の中国側では今、“5頭の龍”と呼ばれる海上法執行機関の再編計画やそれらの所属船艇の大型増強計画が急ピッチで進められており、中でも「海監」や「漁政」は、1～2年以内には隻数において海上保安庁の体制を上回ることがほぼ確実視されている。

中国の態勢強化に後れを取らないようにこちらも強化しないと、中国国内の対日強硬派のさらなる増長を招き、不測の事態に発展する蓋然性も高くなりかねない。そこで、そういう観点からも、中国公船と対峙する海上保安庁の巡視船が隻数をはじめ、その大きさ・性能などの面で相手を凌駕することができるように、兎に角も海上保安体制の充実強化が喫緊の重要課題になっている。しかし、悩みの種は、船艇の増強やそれを運用する海上保安官の養成が一朝一夕にはいかないということである。

なお、現場で中国公船に対峙している巡視船は、相手の不法行為等を克明に記録し証拠化しているはずであり、それを政治的にも外交的にも有効に活用するとともに、国内外向けの広報などにも積極的に活用すべきである。これまでは、そうした姿勢が希薄だったように思われる。

▽ 海上保安庁法第10条第2項と“霞ヶ関のルール”；

海上保安庁は、海事関係事務一つをとってみても、国土交通省だけでなく、広く他省庁の所管事務についても網羅的に実施する組織として設置されたという特異な面を有する。そのため、海上保安庁法第10条第2項は、「海上保安庁長官は、国土交通大臣の指揮監督を受け、庁務を統理し、諸部の職員を指揮監督する。ただし、国土交通大臣以外の大臣の所管に属する事務については、各々その大臣に指揮監督を受ける」と規定している。

つまり、例えば、密輸・密航の取締り方針は財務大臣と法務大臣の指揮を、漁業取締り方針は農水大臣、原発の安全検査方針は経産大臣、国際約束に基づく管轄海域の監視警戒方針などは外務大臣の指揮をそれぞれ受けるという具合である。

△ “霞ヶ関のルール”；

しかし、こうして関係各省の仕事を仰せつかっているにもかかわらず、定員・予算の要求枠は各省庁単位というのが“霞ヶ関のルール”である。国土交通省の外局である海上保安庁の場合、「必要な定員・予算は国土交通省の枠内でやり繰りしなさい」ということになる。

そのせいか、海上保安庁の定員・予算は、これまでも海上保安を巡って様々な重要事案が発生する度に海上保安体制の充実強化が図られてきたはずなのに、その割には定員・予算のいずれも実質的にほとんど増加していない。

★ キャスティングボードを握る台湾と米国との関係強化

☆ 台湾・米国・中国の本音；

米中の狭間で実利を模索する台湾、敵愾心を隠し相互依存関係を直視しつつ腹を探り合う米中、というそれぞれの本音が見え隠れする。

いずれにせよ、当面は楽観的過ぎるかもしれないが、米国があくまでも尖閣問題への関与に後ろ向きの姿勢をとらない限り、中国が実力行使に打って出るようなことはないと思われる。

一方の米国だが、いくら日本が友好国であり同盟国だとはいえ、中国と事を構えるような事態だけは何としても避けたいというのが本音であり、日中の衝突は何としても回避したいはず。日中両国に対し冷静に話し合うように繰り返し求めているのも、そのためだろう。

中国指導部の穏健で理性的なリーダーたちも本心では米国と同じ考えのはずだが、問題は中国のリーダーたちの中に巣くうタカ派の動向であろう。穏健派が優勢に立ってタカ派を統制できれば問題はないが、米国の対中政策あるいは日本の対中対応次第では、タカ派の台頭を抑え切れなくなることが懸念される。

そういった中国側のタカ派が攻勢に出る口実を与えないことこそが、日本はもちろん、安定的な国の発展と体制維持を標榜する中国共産党政権にとっても、そして米国にとっても、さらには ASEAN などのアジア諸国をはじめ国際社会全体にとっても最大の重要課題といえる。

その点に関し最近、日米間に歓迎すべき動きがあった。日米両政府は去る 3 月 19 日、尖閣を巡る日本有事を想定した共同作戦計画を策定する方針を固めたというニュース報道である。

朝鮮半島有事や中台有事の日米相互協力協定については、これまでも周辺事態法に基づいて検討されてきたようだが、日本自体の有事を想定したものはなかった。そういう観点からみると、この度の尖閣諸島の防衛を念頭に置いた日米共同作戦計画の検討作業が始まったというニュースは、米

国のクリントン前国務長官の「置き土産」ともいうべき、尖閣諸島の防衛義務を明記した国防権限法案が米議会で可決されたことと相まって、中国側の攻勢に対する大きな抑止効果を発揮するのではないかと大いに期待している。

それにしても、最近の米国による牽制にもかかわらず、中国が攻勢の手を緩めようとならないのは、日本が軍事・経済面で押せば退くと見くびっているふしがあることに加えて、米国の曖昧な態度からその本音・本気度を探ろうとしているからではないかと見られる。

◎ いずれにせよ、このたびの習近平国家主席の訪米と、米中首脳会談の結果が今後の中国の動きを左右するのではないかと注目している。

☆ **台湾の思惑と動きを踏まえた日台関係のあり方；**

先の東日本大震災の際に世界中の国々から寄せられた義援金の額を見ても明らかなように、台湾からの義援金額は群を抜いており、親日ぶりをはっきりと見て取ることができた。

また、台湾の馬英九総統は尖閣問題に関し、今以て領有権を放棄したわけではないが、中国と一線を画すと明言。

これは中国に呑み込まれることを警戒しているからなのか、あるいは米国からの圧力によるものなのかは定かではないが、領有権問題と漁業問題を切り離して日台漁業協定の早期締結に取り組んできた。その結果、日本側の歩み寄りと相俟って、去る4月10日に双方の合意が成立した。

このことに関しては、沖縄のマグロはえ縄漁の関係者からは台湾漁船との競合に不満の声が出ているが、尖閣諸島を失えばその周りの領海とEEZまでも失ってしまうことや中国の攻勢を削ぐ意味において有意義であることを考えると、評価に値する成果だと思う。

☆ **米国のより積極的な関与と相応の日米同盟の構築／対中抑止力としての自衛隊と米軍との実際的な連携強化；**

米国が尖閣諸島の管轄権を曖昧にしたまま、施政権だけを返還したことが尖閣問題の火種になっている。米国が日中の良好な関係を望むのであれば、安保条約第5条の適用を論ずるよりも、日本に管轄権＝主権があることを明確にしてくれる方がありがたい。

いずれにせよ、自衛隊と米軍の実際的な連携強化により、中国に対する抑止力として機能するようになることが望まれると同時に、中国の主権侵害を止めさせるため、米国にもっと積極的な関与を期待若しくは要請しても良いように思われる。

△ **安保条約第5条の適用について；**

そのためには、日本としても、日米双方のより一層盤石な真の同盟

関係を構築していくためにもっと汗をかく必要がある。現在の従属的な又は片務的な日米同盟関係から対等で双務的な責任を共有する同盟関係に改めていくことが先決。そして、尖閣問題は先ず以て日本自身の問題であるということを知覚し、主体性と責任を持って対処していく覚悟が必要である。

尖閣諸島の国益上の評価も定かではなく、尖閣諸島をどう防衛するのかということさえも米国に丸投げする、そんな風にも見える日本に対し、米国国民が日米安保条約第 5 条を適用して本気で尖閣の防衛に関与してくれることを期待するのは少々虫が良すぎる。

米国のクリントン前国務長官の強い働きかけもあって、昨年末に米議会は 2013 会計年度（2012 年 10 月～13 年 9 月）の尖閣諸島の防衛義務を明記した国防権限法案が可決されたが、それは中国に対する米国の鋭い牽制球だったと評価している。しかし、それは日本のためだけを考えた動きだと見るべきではない。

一方、中国は依然として公船による領海侵犯等の主権侵害を続けているが、それはおそらく、米国の牽制球を中国が無視した場合に、米国が実際にどう出てくるか、米国の本音を探っているからではないか。

- ◎ いずれにせよ、このたびの習近平国家主席の訪米時におけるオバマ大統領と首脳会談の結果が今後の米国と中国の動きに反映されることになるだろう。

☆ 日本国民の心得ておくべき事；

求められる国民の責任と覚悟に裏付けられた主体性／自立心

そこで、日本国民は次のことをしっかり心得ておかなければならない。

- ① 米国が日本の後ろ盾になっているのは、日本の全部又は一部（尖閣や沖縄）を守ることが米国の国益に適うからであること。
- ② 米国は“普通の国”として、当然ながら米国政府も自国の国益を最優先に行動するであろうから、米国の行動が常に日本の国益に合致するとは限らないこと。
- ③ よって、日本は米国の後ろ盾が期待できないこともあり得ることを認識し、そういったときにどのようにして国を守っていくのか、非軍事的な戦略を含めて考えておくべきであること。

■おわりに

昨年は日中国交正常化 40 周年という記念すべき大きな節目の年であったというのに、日中関係が国交正常化以来最悪の状態になったことは実に残念である。そこで、1978（昭和 53）年 8 月の日中平和友好条約発効を機に来日し

た鄧小平中国国務院副総理（当時）が記者会見で、『こういう問題（尖閣諸島の領有権問題）は一時棚上げしても構わないと思う。十年棚上げしても構わない。われわれの世代の人間は知恵が足りない。・・・次の世代はわれわれよりももっと知恵があろう。』と語ったことを思い起こしてほしい。彼が「もっと知恵があろう」と期待し、尖閣問題のうまい解決策を託した「次の世代」とは、他ならぬ我々のことである。それなのに我々の世代は今、尖閣諸島の領有権を巡ってかくも一触即発のような険悪な関係になっている。それを鄧小平副総理はどうみているのだろうか。

この際改めて鄧小平副総理が遺した言葉の真意を正しく酌みとり、互恵的な友好関係を再構築するために、今一度自らの行いを振り返ってみる必要があるのではないか。

戦後の動乱期に“時代の申し子”のようにして生まれ、それからもずっと政治や国際情勢の荒波に翻弄され続けてきた海上保安庁が、発足 65 周年を迎える今以てなお、はるか遠い東シナ海の最西端の海で激浪に曝され続けていることを想うと、まさに生来の“不遇の児”なのではないかと思えてくる。

しかし、戦後の日本が幾多の苦難を乗り越えながら、今の平和と繁栄を享受することができているのも、その陰で戦後からずっとこれまで、日本の礎となって黙々と支え続けてきた、小さいながらも偉大で不屈の海上保安庁が存在していたからこそではないかと思う。

是非、一人でも多くの方々にご理解と共感を頂戴し、海上保安庁に心から温かい声援を送ってほしいと切に願っている。

(了)